

19 陳情 第14号	(仮称)「エクセレント目白御留山」建築に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成19年6月8日受理、平成19年6月13日付託
陳情者	新宿区下落合 _____ _____

(要 旨)

(仮称)「エクセレント目白御留山」建築に関して新日本建設株式会社・株式会社ソフトアイ(以下 建築主)は、建設予定地(新宿区下落合4 - 768他)における計画について近隣住民に対する十分な説明を行わないまま、5月11日より建築に着手いたしました。建築主に対して、本建築に入る前に十分な説明を行うよう新宿区に指導させて下さい。

(理 由)

建築主は平成19年4月17日の説明会では、4月25日よりの工事着工を一方向的に宣言しただけで、近隣住民が期待していた、建築確認が遅延した大きな理由とみられる課題(崖の安全性、延焼の危険性、周囲の安全空地、エキスパンションジョイントなど)についての説明は全く行ないませんでした。しかも説明会に臨んだ新日本建設の担当者は、明らかに前任者より業務引継ぎを受けておらず、住民の質問に対して「わからない」の回答一点張り、説明会の態をなさず、ゴールデンウィーク明けに再度説明会を開くことを約して終わりました。

しかしながら、約束された説明会は開催されることなく、建築主は5月11日より実質的な工事を開始しました。近隣住民の強い抗議により、建築主はようやく重い腰をあげ5月末になって初めて建築確認済みの「図面」を郵送してきたような始末です。

東京都建築安全条例の特例認可および区の建築確認処分のそれぞれの違法性については、現在、東京地方裁判所に近隣住民28名より提訴中であり、近隣住民としては建築主と工事協定書をかわす立場にないことは自明の理であります。これをよいことに既成事実を積み上げようと図る建築主の行動は許しがたいものがあります。

新宿区議会におかれては、建築主が近隣住民にすみやかに十分な説明を行うとともに、徒に住民を刺激する工事着工を中止し、住民との今後の良識ある対話を行ってゆくよう、新宿区建築課に建築主を指導させてくださるよう陳情いたします。